

# 兵庫 J C C

兵庫県協同組合連絡協議会機関誌

■ 第 3 号  
 ■ 1986年7月1日発行  
 ■ 編集発行  
 兵庫県協同組合連絡協議会  
 ■ 編集事務局  
 〒650 神戸市中央区海岸通1番地  
 兵庫県農業協同組合中央会  
 TEL. (078)333-5888

目次

1. 産直—県内農協の取り組み	1	4. 日本協同組合学会春季研究集会報告	7
2. 協同組合点描		5. 協同組合間協同の今後のあり方	
神戸大学生協同組合 寺嶋英介	2	佐賀大学 農学部教授 伊東勇夫	8
神戸市漁業協同組合 山田岸松	3	6. やさしい協同組合論	10
3. いま、協同組合では		7. 世界の協同組合・第3回 中国	11
生協	4	8. 協同組合研究NOW	12
農協	5		
漁協	6		

## 産直

### 県内農協の取り組み



新鮮で味の良いものを

このほど農協中央会では、県内123農協を対象に農協が産直取引にどのように取り組んでいるのか調査を行った。

農協の産直についての取り組みは、取引条件など多くの困難をかかえる中でなかなかすすんでいない状況にあり、したがって回答数も少なかった。

しかし、現在、生協やスーパーなど農協外部と産直取引を実際に行っている農協やこれからやりたいとする農協からは、一応回答を得ることができたので、この調査結果をもとに産直についての本県農協の実態と考え方をまとめてみた。

まず、現在、生協やスーパーなど、農協外部と産直取引を行っている農協の実態をみると表1のようになっている。

15農協のうち11農協までが生協関係と取引しており、産直における生協とのかわり大きい。

言うまでもなく、産直は自然に成りゆきまかせで

拡大するものではなく、「産直運動」としての意識的な取り組みが必要である。その意味でも生産者側と消費者側双方がお互いの立場を十分理解しあうことが大切であるが、農協としては産直についてどのように考えているのだろうか。

今回の調査で、産直取引を行う場合の希望条件で多数を占める農協の意見は、次のようになっている。( )は回答農協数、全回答農協数は21農協。

#### 1. 産直取引を行う場合のメリット

- ① 中間流通マージンの削減で生産者手取りを増やすことができる。(15)
- ② 新鮮で味の良いものを消費者に届けることができる。(15)
- ③ 価格決定に参加し、納得できる価格形成を行うことができる。(14)
- ④ 通い箱や包装の効率化で流通コストの削減ができる。(10)
- ⑤ 価格の安定化により農業経営の安定を図ることができる。(9)

#### 2. 産直取引における問題点

- ① 生産量の多い時に消費者側で全部引きとってくれない。(9)
- ② 供給体制(物的・人的)が不備で対応がむずかしい。(9)
- ③ 消費者側は限られた品目・規格のものしか引きとってくれない。(8)

#### 3. 行政(自治体)に希望すること

- ① 宣伝費・会議費・流通経費に対して補助してほしい。(12)
- ② 通い箱等の運搬容器に補助してほしい。(6)
- ③ 生産者と消費者の交流の場を設けてほしい。(6)

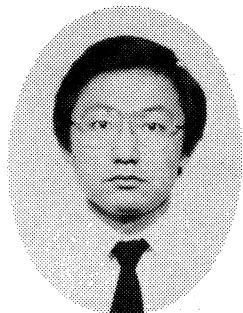
表1. 産直取引の実施農協

農協名	主な取引先	対象品目
六 瀬	スーパー	野菜
東 条	生協	ブドウ、いちご、山の芋
小 野 市	生協	えのき
加 美 町	生協、業者	セット玉ねぎ、百日鶏、有精卵
夢 前 町	生協	卵
はりま御津	生協	
山 崎 町	生協、スーパー	黒大豆、落花生
ハリマー宮	百貨店	野菜、惣菜、豆腐、椎茸、黒大豆 素麺など
出 石	生協、消費者団体	たくあん
篠 山 町	生協、スーパー	いちご、山の芋、丹波黒大豆
柏 原 町	生協	卵、山の芋
市 島 町	生協	卵、野菜
津 名 東	生協、スーパー	文旦(ザボン)、だいこん
淡路都志	スーパー	いちご
淡路一宮	生協	玉ねぎ
北 阿 萬	消費者団体	野菜、卵、牛乳など

#### 4. 産直取引の相手先

- ① 生協(9) ② 農協(9) ③ 団地等の自治会(8) ④ スーパー等大型小売店(7)

### 協同組合点描



神戸大学生生活協同組合  
専務理事 寺 嶋 英 介

大学生協は全国に160単協ほどあり、兵庫県には5単協あります(関学、甲南、神商大、神外大及び神大)。大学内において、学生、教職員を組合員とし購買部・書籍部・食堂部という3事業部門を持ち、多様な事業活動を行っています。最近では、旅行事業、下宿あっせん、あるいは共済活動等も始めました。

大学生協どおしは、「事業連合」という名称の事業連帯組織を地域毎に作り(例、神戸事業連合)、多くの協同事業を行っています。多様化する学生の消費生活の中で、その要望に応える努力をしてきまし

#### 5. 規格基準の決め方

「市場規格とは別の基準の方がよい」(13)とする農協の方が多く、その理由として、①規格基準を簡素化し、包装も無駄を省きたい(7) ②特定規格品だけの取引はやめてもらいたい(7) といった意見が多かった。

#### 6. 価格の決め方

「出荷前にはっきりした方がよい」(19) ということで、卸売市場価格と生産費を折衷した基準(10)により、1週間以内(7) から4日以内(6) 程度の決済期間を希望する意見が多い。

#### 7. 輸送・受渡方法

生産側で確保(12) した輸送手段で相手が指定する場所(14) へ受渡することを希望している。

#### 8. 消費者との交流の意向

- ① 積極的にすすめていく。(15)  
② 消費者側から要望があれば交流していく。(6)  
とくに、8の消費者との交流については、産直を行っていない農協の意見もふくめると、①は18農協、②も18農協となり、合わせて36農協で交流を考えていることになるが、産直運動が、生産者と消費者のお互いの理解をスタートにさらに発展することを期待したい。

またこの間では、生活のあり方(例えば食生活)に対して問題提起をし、それに見合った事業を進めることも大事であると認識されるようになってきました。

神戸の大学生協は、これまで淡路の北阿萬農協と直接のお付き合いをしてきました。過去には、鶏卵、鶏肉、パン等の取引もありましたが、経過があり現在は牛乳だけの取引となっています。組合員の中で化学肥料や農薬の有害性について理解が広がっていますので、あらためて、生産者との直接のお付き合いを見直し、納得のいく取扱品の確保について考えてみたいと思います。

多様化する学生の生活に対応するため、取扱品を急速に拡大してきたのが、大学生協の歴史とも言えます。その中で、「生協らしさ」という根本のところで疑問を投げかける人がいるのも事実です。協同組合間連帯を考えるにあたっては、私たち自身が原則に立ち返ることが前提になると考えています。



神戸市漁業協同組合  
組合長理事 山田 岸 松

昭和24年に水産業協同組合法が、また、同25年には新漁業法が制定され、漁業制度の抜本的な改革が行われました。

これによって、漁業団体においては旧団体が解散し、新しい漁業協同組合と系統団体が誕生し、新漁業制度のもとで漁業生産活動が営まれるようになりました。

戦後、荒廃した世相の中にあっても、衣食住の内第一次産業の骨幹ともいえる食糧生産の一翼を担う漁業は、他産業のように時代の流れと共に発生・発達し、そして、何百年のうちには自然に消滅したり凋落してゆくものではありません。

私共は、日々食物を摂取することによって血肉をつくり、働き、家族を構成し、子孫をつくり出して人類の世界社会を築きあげてきたという古い歴史と共に歩みつづけてきたことを忘れてはならないと思います。

顧みますと、私共の組合は昭和34年10月に神戸市西部に点在していた駒ヶ林から舞子までの七つの漁業協同組合の大同合併に成功し、名称を神戸市西部漁業協同組合として発足しましたが、この時、垂水に一大漁港を建設し、いわゆる漁業機能を集結し、漁業経営基盤の確立に努め、漁業経営の安定を図ろうという目標を掲げてまいりました。

そのためには、共同事業による漁業生産の合理化と漁業収益の向上をはかり、組合員個々の福利厚生事業を推進させ、安心して営漁に従事出来ることをスローガンに幾多の困難を排除して、組合の発展に努めてまいりました。

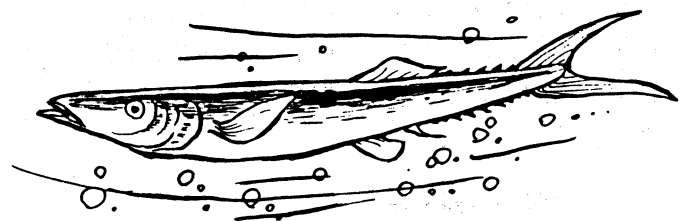
しかし乍ら今日、水産業の見通しは明るいものば

かりでなく、就業者の高齢化が進行するなかで、漁業資源の減少と嗜好と需要の変化もあって、水産物価格の低迷と2回にわたるオイルショックによる生産コストの増大などで、安定経営が非常に難しくなっているのも事実であります。

200海里制度の定着により、沿岸水域の整備見直しが急務といわれている現在、漁場の整備開発による藻場の造成、漁礁の設置などが行われていますが、何れも整備が遅れがちであります。

大阪湾のように比較的閉塞された海域にあつて、湾岸周辺の海岸埋立地による開発によって自然の浜が失われている海域では、一層環境規制の重要性が考えられますが、これらの強化と共に作り育てる栽培漁業の積極的な推進をはかるとともに、その事業効果を高める施策として、種苗の中間育成から放流された稚魚を育てる増殖漁場と、生簀を用しない海洋牧場など、将来に展望を開くために、地域に合致した総合的な整備開発構想（マリノバージョン構想）の検討を進めたいと考えています。

幸い、神戸市漁業協同組合では、昭和60年度計画営漁実践事業に係る濃密地区の指定を受けたので、大阪湾漁業の現状を踏まえたうえで、漁業者の自主的な意見を聴取しながら、それぞれの経営内容を分析し、適正な漁場利用計画、適正投資による経営の合理化、効率化と安定した魚価実現に向けての努力さらには、地域漁業の振興を核とし、生活環境の整備をはかり、新しいコミュニティーづくりを推進して、漁業経営の安定と生活の向上を見出していきたいと考えております。



# いま、協同組合では

## —— 各協同組合をめぐる問題点と今後 ——

### 生協

#### 1千万世帯をこえた組合員

生活協同組合の組合員数が前年より100万世帯増え、とうとう1,000万世帯の大台にのった。この6月に開催された日本生協連総会で発表された数値によると、会員組合数657で、全国の生協組合員（日本生協連会員統計）は、前年比11%増の10,232千世帯となり、総事業高も前年比10%増の1兆8千億円である。この日本生協連（略称・日生協）が、その前身である日本協同組合同盟から、生協法に基づく現在の組織に生まれ変わったのが、昭和26年のことで今年が35周年ということになる。創立当初は、加入組合数240組合というから、今日の生協の隆盛に隔世の感を抱く人は多いだろう。もちろん、こうした発展の陰には多くの先達の努力があるわけだが、それ以上に、戦後の混乱期にはじまり、高度経済成長期の物価高はたまたま公害等の成長経済矛盾と、社会の発展に応じて発生する諸矛盾に対抗し、くらしと健康をみづからの手で守ろうとした、地域の大きな力がその源であることを見落としてはなるまい。

#### 『生協規制』の波高く

ところで、消費不況が渦巻くなかで、2ケタ伸長を続ける生協を見る目も厳しくなっているが、数年前より激しくなってきた『生協規制』の動きが象徴的である。この動きは、当初の「大規模店舗法の生協適用」要求といったところから、こんにちでは自民党の議員立法による員外利用規制の強化、広告・宣伝の規制、出店規制、罰則強化を内容とする「消費生活協同組合法の改正(改悪?)」要求にまでエスカレートしてきた。

#### 根拠の無い『規制論』

『規制』を主張する人達の論拠は「生協はその存在意義をもうなくした」、「生協は大規模化し中小・

零細小売業を圧迫している」、「生協法で禁止されている員外利用が多い」といった諸点に要約される。

しかし、「存在意義をなくした」か否かは、組合員数が1,000万世帯を超え、なお増え続けている現状をみれば、答えるまでもない。あくまで、協同組合は、社会の発展に応じて発生する矛盾に対応して生まれ、成長するものである。

生協は大きく発展してきた、と言えども、日本の小売総額に占めるシェアは、2%にも満たない。まして、生協法により、例外を除き府県をこえて活動できない現状で、中小小売業を圧迫しているとは言えない。

また、員外利用禁止規制は生協法にのみ規定されているもので、国際的にも特異な規定であり、その法制自体が問題であるが、このことの論はさておき批判に値する員外利用の実態がないことは、厚生省の調査でも明らかになっている。

#### 『規制』をテコとして

もちろん、こうした動きに、我が生協陣営はただ手をこまねいていたわけではない。数次にわたる国会要請行動、全国600万人を集約した署名活動などを展開し、わけてもこの4月8日、東京・晴海の国際見本市会場に1万4千人の組合員を結集した大集会は、生協がかつて試みたなかで最大規模の集会となった。



全国六百万人が署名

こうした動きが相互に絡んで、所管の厚生省は「生協法全面見直し」を表明し、1年がかりで生協法を検討することを決め、その具体策として厚生大臣の諮問機関・『生協のあり方に関する懇談会』（略称・あり方懇）をこの2月に発足させ、月1度のペースで会合している。この懇談会には、当兵庫県生協連合会会長でもある、日本生協連の高村会長がメンバーの一員として参加しているが、生協規制をめぐ

る動きはこの懇談会をベースに進展し、この1年でその帰趨が決まることになる公算が強い。

生協はいま、役職員・組合員が一体となって、生協の力を総合的に強め、地域社会に深く根ざした活動をすすめている。生協のこれまでの歴史がそうであったように、今回の『規制』をテコにさらに大きく強く発展するよう、活動をすすめている今日である。

## 農協

### 急がれる農協合併

わが国の金融自由化が急速に進展するなかで、農協の経営体質強化の必要性が一層高まってきているが、その一環として、今系統農協は合併による組織経営基盤の拡大強化にとりくみ中である。

本県における農協合併は、農協合併助成法が施行された昭和36年以降積極的にとりくみ、当時390近くあった組合数が、今年4月には123組合となって当時とくらべると経営基盤も大きく強化された。

しかし、それでも未だに組合員戸数1千戸未満（42組合）、職員30人未満（23組合）、貯金高100億円未満（52組合）の小規模組合も少なくなく、これでは今日の厳しい経営環境を乗り切って組合員の負託にこたえていくことはむずかしい状況にある。特に金融自由化や高度情報社会への対応は経営基盤の拡大不可避の条件であり、総合経営たる農協の場合はこれがなければ営農面や生活面での機能発揮もどうていおぼつかない状況にある。

もともと農協の経営規模は、組合員間の人的結合を確保する観点を基本とすべきであるが、同時に事業運営等に係る規模の経済効率を追求する面も重視しなければならない。そこで本県の系統農協では中央会が中心となっていろんな角度から検討して、組合員戸数3千戸以上、貯金高3百億円以上、共済保有高1千億円以上、購買品供給高20億円以上、販売品販売高20億円以上を合併の目標規模として設定しこれに経済圏、生活圏等を考慮した具体的な合併ケースを検討中である。

農協の場合、歴史的な経過や農業の産業特性から行政との関係も軽視できない面があるものの、経済

組織としての機能発揮が一層重視されることから、行政区域を越えた広域合併が大きなウエイトを占めることにならざるを得ない。当面の目標は現在の123組合から約40組合程度に組織整備をすすめることとしている。

### 問われている農政のゆくえ

時代はかわったとはいえ、農家や農協にとって米（コメ）問題は依然として大きな課題であるが、今年も政府買入価格が決定されるシーズンを迎えた。かつては一粒でも多く生産し、わが家で食べる分を減らしてでも1俵でも多く出荷（供出）を求められたものだが、今日では水田の4分の1は減反を余儀なくされ、しかもこれが15年も続いている状況である。



懸念される水田農業のゆくえ

今年の系統農協の要求米価決定をめぐって一般ジャーナリズムには半ば揶揄したともとれるとりあげ方をされて、米づくりにとりくむ関係者は苦々しい思いをさせられているのだが、生産者は米に関する一連の政策に深刻な不安をつのらせているのが実情である。

その1つは、15年余にもわたって行なわれてきた減反政策である。水田利用再編対策という米の生産

調整も今年が最終年度だが、来年度以降どうなるのか定かではない。これ以上生産調整面積が拡大されると、農家の生産意欲はますます減退し、将来の農業は一体どうなるのか、深刻な不安にかられる日々である。これはおそらく目先の価格問題だけで解決できることではない。農業政策の基本が問われている問題である。

系統農協は、地道なコスト低減対策をすすめるとともに、食管制度の健全化対策や米の物流合理化対策をすすめることを要求していくこととしている。また消費者の方々には、総合食品としてすぐれた点を

を数多くもっている米を再認識して、日本型食生活をみなおしていただく必要があると考えている。

わが国の農業は、立地条件や気象条件からして、やはり水田農業が中心たらざるを得ないだろう。水田の社会的経済的意義も国民の間に十分理解されているとはいえないが、そのことはここではおくとしても、その場をどのように使い、国民生活に生かすかは一人農業者だけの問題ではない。

系統農協がいま求めているのは単なる米価の問題ではなく、まさに長期にわたる確固たる農業政策の確立である。

## 漁協

### 日本海漁業の危機突破の総決起

国際漁場の確保と漁業秩序の確立を求める『兵庫県日本海漁業危機突破総決起大会』が、5月16日、城崎郡香住町中央公民館で、漁業関係者700人と、水産庁長官、県副知事に来賓多数のなかで開かれた。

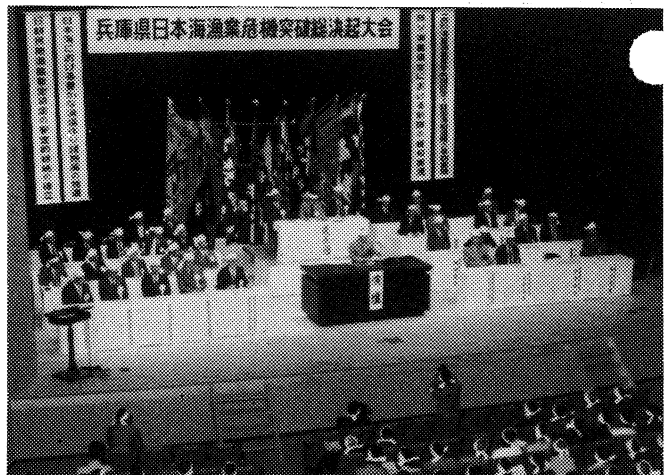
但馬の5漁協、県機船底曳網漁業協会、県沖合いかつり漁業協会の7団体の主催。

日朝民間漁業暫定協定の安定的継続、日ソ漁業交渉での操業規制、韓国漁船の無秩序な操業など、日本海漁業が一段と厳しい状況のなかで、深刻な事態を打開し、漁業の振興発展を図ろうと、但馬の全漁業者が集まった。

午後1時半からの大会では、大会委員長の西上重式但馬地区漁業協同組合協議会長（香住町漁業協同組合長）ら各漁協組合長が壇上に勢ぞろい。

参加した漁業者全員がはち巻きを締めて、厳しい表情である。

西上委員長が『現在直面している問題の多くは、外圧によるものであり、これを解決して行くのは、我々の主張を世論に訴えて、政治を動かすことが必要である』と力強く挨拶した。次いで、沖合いかつり漁業者を代表して川越栄一さんが『国際漁場と安全操業の確保について』、沖合底曳網漁業者の田中伸治さんが『200海里早期設定による漁業秩序の確立について』、沿岸漁業者の松本寛二さんが『沿岸漁業振興対策の推進について』の意見を発表し、それぞれの業種における日本海漁業の窮状を訴え、とうとう『200海里漁業専管水域の早期設定と日ソ漁業協定



の制限緩和の実現などを盛り込んだ大会決議を採択した。

最後に、日朝友好促進議員連盟の谷洋一会長代行による日朝関係について、長谷川巖全国沖合いかつり漁業協会会長、遠藤信二全国底曳網漁業連合会長が業界全般の取り組みなどを述べた。日本海の漁業は資源の枯渇化に加え、韓国漁船団の無謀操業による漁場の荒廃や日ソ漁業協定による沖合いかつり漁船への大幅操業制限、また、日朝民間漁業暫定協定が今年度末に期限切れになるなど『国際的な制約』が大きいのかかっている。

但馬地区漁業協同組合協議会は、今後、地元選出代議士を通じて、日朝民間漁業暫定協定の再締結や200海里設定などの要望、陳情活動を関係諸機関へ対し強力に実施することとしている。



## 日本協同組合学会 春季研究集会報告

日本協同組合学会（会長・山本修神戸大学教授）の春季研究集会が、去る5月17日に日本大学経済学部で、140余名の会員が参加して開かれた。

共通論題は「協同組合の商品政策」で、上杉健介（全農）、佐藤征雄（宮城県角田市農協）、梶田義龍（日生協）、石川祐司（市民生協さいたま生協）の4氏から、それぞれの「商品政策」について発表があった。

まず上杉氏は、系統農協の生活購買事業についてその現状を明らかにしたあと、系統農協の商品政策の基本であるエコープマーク品政策を中心に報告された。つづいて佐藤氏は、地域内における自給率の向上対策、系統内の商品政策、日生協への加入や地元生協との提携の三面から、単位農協としての商品政策を述べられた。また梶田氏は、CO-OP商品の開発・改善についての意義を再確認したうえで、CO-OP商品の訴求点を明確にして多品目の開発を進めるとともに、商品管理は生産から消費までの全ての段階で強化していく必要がある、と強調された。最後に石川氏は、売る立場からではなく「買う立場での商品政策（開発）」でなければならないことを強調、商品活動の重点課題をCO-OP商品主義・産直商品主義、協同組合間提携の推進、組合員参加型の商品運動として進めている、との報告があった。

このあと4人のコメンターからコメントがあつて一般討論に入ったが、ここでの論点を要約すれば次のようなことである。

① 協同組合に果して「商品政策」ということがあるのか、「使用価値」をこそ問題とする協同組合で「商品政策」という用語を使っているのか、という基本問題ともいえる課題提起があつた。これは簡単に結論の出る問題ではない、「商品」という用語についても慣用語として用いているので、協同組合で取扱っている財、サービスということで議論すべきで

はないか。

② そこで問題は、協同組合の取扱うべき「商品」の基準をどこにおくか、であろう。基本的には、あるべき生活に必要なもので、協同組合で取扱うことのメリットのあるものということになるだろうが、今までの商品政策は、生活を「守る」という面が強く、これからはもっと積極的に「創り出す」という面をもたないと、遅れをとってしまうのではないか。

③ 協同組合の「商品政策」は、組合員の暮らしから出発するということが基本だ。その意味で、組合員参加の商品開発、商品選択が強調されるわけだが、「農産物の商品政策」についても、これと結びつけて考えることはできないか。

④ 農産物については「産直」が当然話題になるが、消費の立場で生産段階まできちっと「品質管理」していくとすると、一方で生産者の主体性がなくなっていく危険性がある。生鮮食料品についての商品政策は、農協と生協の双方でかみあうものなのかどうか疑問がある。

⑤ 利用者の立場でいうと、農協の店舗にCO-OP商品はなく、生協の店舗にエコープ商品のないことが不思議だ。利用者にとっては違いはないはずで、もっと弾力的に考えていくべきではないか。

時間的な制約と参加者が幅広い分野にわたっているために、議論はいずれも入口のところにとどまった感もあるが、それぞれの立場で今後ほりきぎて考えるべき課題についての示唆を得ることはできたと思う。その意味で私見を許していただければ、本県でも「商品政策」としての協同組合間提携を真剣に検討すべきではないか、ということである。商品の相互乗入れ、共同購入運動や組織購買運動の共同対応など、組合員の立場に立って相互に研究し、実施に移すべき課題は多い。また、協同組合の「商品政策」は、討議の中にもあつたように組合員の暮らしから出発することが基本である。しかし「商品」によってその生産構造は千差万別であることを考えると、生産する立場のことを考えていかなばならぬこともあるのではないか。協同組合間提携はそんなことにも意を注いでいくべきではないかと思う。（兵庫県農協中央会 加藤 整）

# 協同組合間協同の 今後のあり方



佐賀大学 農学部教授

伊 東 勇 夫

## 1. 協同組合間協同の問題点

今日、わが国の食料問題を取上げてみると、生産者サイドのみで解決できるものではなく、また消費者サイドのみで解決できるものでもない。生産者、消費者の両サイドの相互理解と相互協力によるのみ解決できるものと思われる。

先年、仙台市で日本協同組合学会の春季研究集会があり、「協同組合間協同の提携条件について」というテーマで討論をおこなったが、その時、宮城生協の婦人部会員からつぎのような発言があった。「いまや消費者は農産物価格が10円高いとか安いとかあまり問題でない。むしろ食品として安全であるかどうか、新鮮であるかどうか、風味がよいかが最大の関心である」と主張され、農産物に対する消費者の関心が大きく変化していることを率直に認識する必要のあることを力説された。

これに対し、「それは所得の高い消費者層の要求であって、一般庶民はなによりも価格に最大の関心をもって」という批判の主張があがった。この批判に対し、ある学者は「資本主義社会の市場メカニズムでは、質のよいもの、安全なもの、鮮度の高いものは必ず価格に反映されるもので、卸売市場価格はそれを含んで形成されるのが原則である」と両者を統一するような立場での発言があった。

これに対しある研究者から「現代の市場の価格形成はどんなに安全な食品を作っても、また鮮度の高いものでも、見ばえの悪いものは全く評価されないものである。曲りキュウリなどが最もよくこのことを現わしている」と前説に対する批判が展開された。

ところでこの討論は今日の農産物をめぐる消費者サイドと生産者サイドの問題点を象徴的に現わしていると思われる。

今日、消費者の食生活が多品目少量消費に向っており、そのなかでまず何よりも安全な農産物を第一義的に求めていることは否定し難い事実であろう。しかしこれにたいし、どのように農薬の使用回数を減らし手間をかけ安全な食品を作ることに努力しても、それが十分に評価されているとはいえ、見ばえの悪いものは市場では二足三文の価格しかつけられないという生産者のいいぶんも事実である。これは現代の市場構造や価格形成の在り方に問題があるということを示している。

そこで「市場」を通さないで直接消費者サイドの協同組合と生産者サイドの協同組合が提携し、この矛盾を克服しようとしているのが「産直」であり、農産物を媒介とする協同組合間協同ということができよう。そしてその先駆的实践は幾多試みられ、試行錯誤をしながら今日の段階に至っているといつてよい。

ここでの反省の第1は、両サイドの協同組合(多くの場合、生協と農協)に確乎たる共通理念がたてられていないと値決めなどの段階で両サイドの利害関係が複雑にからみ提携がうまく行かないという反省である。大義を正しく立て、そのために小異を克服するという努力をすることが必要であるし、相互に対する理解、相互交流が不可欠であるということである。

第2は両サイドの供給量と需要量の調整が非常にむづかしいということである。農協は生産者の農産物を大量に取扱っているが、消費者サイドの組合が取扱う量は多品目におよびその各々の品目については少量である場合が多い。農協のなかにはかかる傾向を「生協のつまみぐいである」と面倒がり、大量一括市場出荷を望むケースが少なくない。ある農協の営農技術員は「いちいち地元生協のつまみぐいに答えていたら、われわれ農協は日干になりますよ」と言う。これはおそらく建前論でなく、本音をいったものと理解してよかろう。しかし農協は肉やオレンジの輸入権拡大要求にたいしては「消費者の皆さん」と協力を呼びかけているわけであるから、常日頃の



地域住民へのサービスは不可欠なことであろう。

ほんとうにわが国の食料の安全保障を求め自給率を高く維持することを願うならば、まず地元消費者へ新鮮で安全な農産物を供給するというサービスがあつてしかるべきと思うが、この点の農協サイドの理念の徹底に問題があることを指摘せざるをえない。

## 2. 協同組合間協同の在り方

協同組合間協同の媒介項は農産物・食料が最大なものであるがそれのみではない。たとえば、金融を媒介とする提携も重要性をましている。消費生活協同組合はそれ自体で信用事業の営業が認められていない。一地区一信用事業という政府の方針によるものであるが、消費生活協同組合にとっては消費者の全生活に対応する総合経営という点で、大きな問題点といわなければなるまい。現状では店舗設置や拡大、流通施設の新営、会館の建設など資金を要することも多いが、労働者の金融機関である労働金庫をメイン・バンクとして対応し、系統農協との間でも「所属団体への融資」という枠で所属団体にたいする金利を適用し、開発銀行の長期プライム・レートと同率として運用しているが、今後はこの面での協同組合間提携をもっと進展させることが今後の課題であろう。

とくに貯貸率が低くなり、余裕金をもつ農協サイドでもこの必要は高まっている。生協サイドでも低金利時代になり融資先を選択できる条件は強くなっているものの、金融を通ずる協同組合間提携は今後ますます重要性をましてくるものと思われる。

ところで従来、都市と農村部の接触面で購買事業で生協と農協が摩擦するというキシミが見られるところもある。このようなことから、農協は余裕金をもちながら、生協への融資が店舗拡大に利用されるという憂慮から貸出をしぶるという面もなくはなかった。しかしこれらも視野の狭い話で、積極的に補完補合をしいながら、地域経済の活性化、協同組合的地域社会の建設という点で協調をとっていくことが必要ではなからうか。こういうことが、将来、職能的縦割協同組合をだんだんに地域協同組合に組

織替えしていく条件になって行くのではなからうかとも思われる。このような基礎条件が進むと将来は「協同組合法」一本であらゆる協同組合が地域総合協同組合として合体するということになるかもわからない。協同組合間協同はその一段階、一過程とみることもできよう。

第3の協同組合間協同の媒介項は土地利用と通じてのものである。現代の管理通貨制度のもとにおいては、インフレーションはさけることのできない宿痾である。したがって農業者は土地売却にはきわめて消極的である。結果は地価の高騰であり、宅地の不足、文化、スポーツ、教育、レクリエーション用地の不足である。そこで農協が組合員である農業者から土地の信託を受け、これを生協へ貸与し、生協は組合員に住宅を建設し貸与するなど双方で土地管理方式をつくって行くことも協同組合間協同の現代的実践ということができよう。

第4の協同組合間協同の媒介項は医療や文化、教育、スポーツなど社会福祉を通ずる提携が考えられる。地域医療については、すでに長野県厚生連の佐久病院などが優れた実践をしており、成果をあげている。周知のように医療機関は人口の多い都市に集中し、人口の少ない農村部や辺境地区にはきわめて少く、その受惠度に大きな格差をつくっている。これは現代の医療が一種の企業となり、医療資本は受診人口が少く、投資効率の悪いところに進出したがらないことによる。医療機器の大型化高性能化はますます投資額を巨大化し、この回収のため点数制のもとでは投薬量を増大し、いわゆる「薬づけ」といわれるほど乱診乱療を惹起し、医療の荒廃は目を蔽わしむるものがある。こういう時、ヒューマニズムを精神とする協同組合の連帯と協同によって、新しい医療機関の設立などまさに現代的協同組合間協同のあり方を示すものである。

今後、医療機器の高性能化、用地、人件費の高騰など病院建設などはますます巨額化してくると思われるので、協同組合間協同によって対応せざるをえないだろうし、そのようなことはきわめて意義のある協同組合間協同の実践というべきであろう。

## やさしい協同組合論 (1)

手紙を有難う。協同組合に入所して半年、仕事にも慣れ、元気に御過ごしの様子で何よりです。さて、貴女にやさしく協同組合の理念を解説しろ、との御注文ですが、さて「やさしく」というのはなかなか難しいものです。意に添えるかどうか自信はありませんが、僕の考える協同組合の目指すもの、または目指すべきものをまとめてみましょう。協同組合を巡る議論は、今、また新しい局面に入っているようで、少なからず揺れているように見えます。これから僕が書くことも、決して定説と言うものではありません。むしろレポートを書いたり、同僚や先輩の方と議論をするときの叩き台位に思ってください。

いつも協同組合論の講義を始めるとき、僕はこう説明しています。協同組合とは消費者や小生産者などの社会的経済的弱者が手をつなぎ合い、競争と並んで自然界に見られる相互協力を経済生活に生かして、社会的経済的強者に対抗していこうとする社会組織であって、各々の活動の一部を共同化することによって規模の利益を実現し、自らの社会的経済的地位の向上を図ろうとするものである、とです。経済学者はさらに、協同組合は競争条件の公平を実現すると説明します。

資本主義の基本的理念は自由主義です。人々がそれぞれの利益にしたがって自由に行動することが出来るならば、市場での競争を通じて、結局、社会的にも望ましい状態が実現し、もっとも効率的な生産が実現する、という主張です。人々は自分たちの置かれた状態にもっともうまく適応しようとするだろうし、それによって自分の能力を伸ばし、それぞれの努力に応じて成果を得るであろう。その成果の分配も人々の自由な選択の結果であって、分配の不平等は能力や努力の違いを示すものだ；自由主義はこう主張します。

しかし、ちょっと考えれば判るように、これには重要な約束事があります。結果の不平等が正当化されるのは、条件の平等が少なくとも保証されたときだけです。同じ能力を持つもの同士が同じ条件で競争し、その結果として成果に差がでた場合は、それは努力の差として正当化し得るでしょう。また能力に差はあっても、よい資質もちゃんと磨きをかけなければ輝かないのだから、その差はある程度はこれまで努力や訓練の結果であるとするならば、ある程度は結果の不平等も正当なものだと考えることができるでしょう。それでも、かけっこで同じ距離を走って順位を競うのでなければ公平とは言えないように、条件の平等は必要です。ところが現実の資本主義における競争は、自由主義の理念からはほど遠く自転車に乗ろうが、自動車に乗ろうが、運動靴ほどの「資本」を持っていないので裸足で走ろうが、ともかく早くゴールに着いたものから、良いところをせしめるというものです。たまには自転車がひっくり返ったり、自動車の運転を誤って壁にぶち当たるようなこともあるでしょうが、競争が繰り返されるほどに、資本も何も持たないものが不利になるのは判り切ったことでしょう。しかし、もしみんなが貯金を出し合って中古のマイクロ・バスでも買い入れ、競争に参加するとしたら、どうでしょう。

新型の乗用車のように速くはなくても、自分の足だけに頼るよりはましだし、競争の条件という点で言えば、はるかに公平であろうというものです。協同組合の私達の社会においてのまず第一の経済的な機能は、経済活動における競争条件を少しでも公正なものに近づけ、市場での取引で経済的な弱者が強いられた「自由選択」の幅を広げようとするものです。近代的協同組合運動は、自分達の置かれた状況を、好ましくなくとも、存在するものとして認めた労働者達による経済的公正を求める運動として出発したわけです。

今日はこれだけ。みんなと一度話しをして、それを聞かせてください。ではまた。(蒲 公英)

# 世界の協同組合

## 第3回 中国



### はじめに

1985年、中華人民共和国の協同組合の全国組織に冠たる中華全国供鎖合作総社は、ICA（国際協同組合同盟）に加入した。組合員1億3千万人を擁するこの合作社の加入により、インドの7千万人を追い抜き、中国はICA加盟国中最大の組合員数を有する国となった。

もっとも、この合作社を『協同組合』と認知すべきか否かは議論のあった由と聞くが、日本と社会体制が基本的に異なる中国の組織を、日本の感覚で評価することは危険であろう。むしろ人民公社の解体を経て、民衆の自主的管理・運営の道を歩もうとすることの変化を見るべきではないだろうか。

### 国家機関から民間組織へ

合作社は、1925年ごろの農民組合を中心とする農村革命の一環として、地主、高利貸および悪徳商人の搾取から農民を守り、革命闘争に農民を結集することを目的に始まったとされる。

中華人民共和国成立後は、国家的規模で協同化運動が展開され、農業協同化推進の外的条件整備として物資流通面の協同化（供鎖合作社＝購買・販売協同組合、供は供給、鎖は集荷・販売の意）が推進される。そして、1954年から着手された食料・綿花等の国家統制（統一買付、統一販売）により、また、この過程での農村における私商の供鎖合作社への吸収もあいまって、その規模を拡大していった。人民公社化の始まりとともに、その物資流通部門に編入されたが、のち、分離独立した。

ところで、本来、非政府経済的組織であったこの供鎖合作社も、中央組織に閣僚を入れて国家が管理するようになり、やがて、省、県（中国の行政区画

で、2,000位の県があり、その全てに供鎖合作社がある）すべての組織が政府機関となった。

1982年から、政府機関から民間機関に変えるための供鎖合作社の機構改革が始まった。改革は「組織上の大衆性」、「経営上の弾力性」、「管理上の民主性」を中心とし、その内容は、社員代表大会の復活、理事会・監事会の制度化と代表大会での理事・監事の選出などであり、1984年3月までに県段階および基層（単位組織）の改革を終え、35,000組合の基層については95%が改革を終えたという。

### 組織と業務

#### 1) 組織形式

供鎖合作社は、中央、省、県、基層の4級より組織されている。

中華全国供鎖合作総社（全国連合会）	1
↑	
省級連合社（省連合会）	28
↑	
県級連合社（県連合会）	2,100
↑	
基層合作社（単位組合）	35,000
↑	
組 合 員	13,000万人

#### 2) 業務

中国供鎖合作社は、農民のために生産資材、生活資材を購入したり、農業副産品の販売や各種社会サービス事業の提供をその任務としている。

このため、その事業はきわめて広範なもので、全国に60万余の店舗、1万余の専門卸売会社を有し、それらの職員は400万人を数える。

その業務はおよそつぎのようである。

- (1) 生産資材—農業機械、化学肥料、農薬、農具等を含む
- (2) 生活資材—衣・食用の各種日用消費物資
- (3) 農副産品—農産品、畜産品、および各種特産品を含む
- (4) 飲食サービス業—ホテル業、食堂経営、修理および旅行業務等
- (5) 廃旧物資の回収、加工とその利用

また、特徴的な事業として教育事業がある。それは学校経営だがつぎのようである。

- (1) 大学、専門学校—全国で4校あり、いずれも4年制で学生数は、3,300人
- (2) 中等専門学校—全国に61校あり、3年制、学生数は15,400人
- (3) 幹部管理学校—主に職員や幹部のため全国に151校あり、生徒数は20,000人

## 協同組合研究NOW

### 〈No.3〉

「協同組合研究NOW」がちっとも“NOW”ではありませんで、紹介したほうが良いと思う雑誌論文がたまるばかり。担当者は実にパニックに陥りそうで、取りあえずは在庫一掃セールでもやって、肩の荷を下ろしてしまおうという次第。今回はまたいつか論評してみたい雑誌論文のうち、昨年に発表されたものを列挙します。一言言い訳をしますと、あさった雑誌は次の二誌だけというわけではないのですが、協同組合関係の雑誌で理念や基礎理論、思想に関連する論文が多いものとなると、どうも限定されてしまいます（もちろん、小生の視野狭窄気味な偏向によるのですが）。もっともリスト・アップと賛意は一致しません。念の為。学術雑誌、研究紀要の論文は別の機会に一覧表します。

『協同組合経営研究月報』（財団法人 協同組合経営研究所）

小西孝蔵『共生の時代——マイノリティとして生きる農の途——』

No.379 (1985.4.) p. 1

大石八州夫『生協の発展と協同組合原則の再確認』

No.385 (1985.10.) p. 1

石見尚『協同組合間提携の理論的展望』

No.386 (1985.11.) p. 1

『生活協同組合研究』（財団法人 生活問題研究所）

川口清史『生活協同組合理論の再構成(1)、(2)、(3)』

No.110(1985.2) p. 4、No.111(1985.3)

p. 4、No.112(1985.4)

井田喜久治「『ロッチデール方式』の主要な特色、

『ロッチデール原則の実際的意義』

No.112(1985.4) p. 12、No.114(1985.6)

p. 24 一昨年の連載論文の続編。

堀越芳昭『協同組合の企業形態論的研究の系譜——

——協同組合＝企業説を中心に』

No.113(1985.5) p. 14

山本 秋『協同組合の法的性格の考察と協同組合

出現の歴史的條件』

No.113(1985.5) p. 24

川口清史『生活協同組合理論の再構成・補論』

No.114(1985.6) p. 10

池上 淳『地域再生と生活協同組合——その理論

と実践』

No.118(1985.10) p. 4

富沢賢治『イギリスにみる労働運動と労働者協同

組合』

No.119(1985.11) p. 20

鈴木文熹『協同組合における生活問題』

No.120(1985.12) p. 4

(蒲 公英)

## 「兵庫JCC」とは

Hyogo-ken Joint Committee Of Co-operatives の略

兵庫県協同組合連絡協議会（兵庫JCC）は生協、農協、漁協、森林組合の四協同組合の相互交流と連携強化を目的に、1984年の第62回国際協同組合デー兵庫県記念大会を機に設立したものである。

## 編集後記

車窓からみると、外は緑のじゅうたんが敷きつめられています。先日生協の子どもたちが農家を訪れ、田植えに挑戦し、秋の実りに胸をふくらませていました。出来栄はともかくとして、こういった消費者の方々と生産者の方々の交流が、今後の協同組合の発展につながっていくと思います。(M)